

有床診療所の病床設置に関する特例について

制度の概要（医療法改正に伴う平成 19 年 1 月 1 日以降の措置）

- 1 診療所において、病床を設置または病床数等を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県知事の許可が必要とされ、併せて、基準病床数による設置の制限を受けるようになった。
- 2 ただし、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものとして、医療計画に記載された場合は、病床を届出により設置することができる。

※この特例により病床を設置した場合であっても、医療圏ごとの療養病床及び一般病床の既存病床数には計上される。

病床の設置について許可を要しない場合（医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項）

次の場合には、診療所への病床の設置について、あらかじめ都道府県知事の許可を得ることを要せず、届出で病床を設置することができる。

- 1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 2 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。
- 3 1、2のほか、小児医療、周産期医療、その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第 6 次長野県保健医療計画における対応

有床診療所の病床設置に関する事項について、次のとおり取り扱うこととした。

- 1 届出により病床設置ができる診療所の範囲
届出により一般病床が設置できる医療機関の類型は次のとおりとする。
 - (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
 - (2) へき地に設置される診療所
 - (3) その他特に必要な診療所
- 2 手続き
1 の要件に該当し、病床の設置を希望する診療所は、届出により病床設置ができる診療所として取り扱う旨の申出を知事あてに行う。知事は申出を受けた場合は医療審議会の意見を聴いた上で、本計画に記載するかどうかを決定する。
- 3 本計画への記載方法
本計画に記載することとした診療所については、その名称及び所在地を、本計画の別表に記載する。

◆医療法 第7条第3項

3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

◆医療法施行規則 第1条の14第7項

7 法第七条第三項 に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

三 前二号に規定するもののほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

(以下略)

◆平成 25 年 4 月 24 日医政指発 0424 第 1 号厚生労働省指導課長通知
別添参照

医政指発 0424 第 1 号
平成 25 年 4 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長
（ 公 印 省 略 ）

特定の病床等の特例の事務の取扱について

標記については、「医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に規定する特定の病床等の特例について（平成 10 年 7 月 24 日指 43 号厚生省健康政策局指導課長通知）において、その留意事項を示したところであるが、今般、全国知事会からの指摘等を踏まえ、特定の病床等の特例における協議の手続きの迅速化を図るため、協議の際に確認をする項目として別紙のとおり「特例病床算定の留意事項（補足）」を定めたので参考とされたい。

また、特定の病床等の特例の協議に当たっては、「医療計画について」（平成 24 年 3 月 30 日医政発 0330 第 28 号）において、都道府県医療審議会の意見を聴くことになっている。また、当該通知において、国が病院を開設し、又はその開設した病院につき病床数を増加させ、もしくは病床の種別を変更するため、主務大臣等から協議等を受けた場合に医政局長から都道府県知事に意見を求めるものとしている。この意見の提出に当たって、従来は都道府県医療審議会の意見を附すことを求めてこなかったところであるが、今後は、医療計画の達成の推進を図る観点や特定病床等の特例の協議との整合性の観点から、必要に応じて都道府県医療審議会の意見を聴取されたい。

なお、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、

在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、

へき地に設置される診療所、

及び に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において

良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

そのため医療法（昭和23年法律第205号）第30条の11における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。

< 照会先 >

医政局指導課医師確保等地域医療対策室

課長補佐 新谷

計画係長 但井

電話：03-5253-1111（内線 2557）

診療所の概要

- 1 診療所の名称 菜の花マタニティクリニック
- 2 開設者 鈴木 昭久（個人開設）
- 3 所在地 伊那市日影 380 番 1
- 4 診療科目 産婦人科
- 5 開設予定年月日 平成 27 年 7 月 1 日
- 6 医療法許可(届出)病床数 (床)

	療養病床	一般病床	計
現 行	0	0	0
許可後	0	17	17

7 病床設置理由

上伊那医療圏の産科医療体制を保持するため

8 患者入院予定数(年間)

(人)

入院患者数			外来患者				
療養	一般	計	精神	結核	感染症	一般	計
	360	360				10,500	10,500

9 従業者の現在員及び許可後の定員

(人)

従業員		医	歯	薬	看	準	助	栄	臨	事	そ	計
		師	科 医 師	劑 師	護 師	看 護 師	産 師	養 士	床 検 査 技 師	務 員	の 他	
現 在 員	常 勤 職 員	1			2		6	1	1	3	1	15
	非 常 勤 職 員						1			1	1	3
	合 計	1			2		7	1	1	4	2	
許可後の定員		1			2		7	1	1	4	2	18

10 建物及び構造設備の概要

(1) 建物の構造概要

- ①敷地面積 2, 379.8 m²
- ②建築面積 714.9 m²
- ③建築延面積 1, 342.3 m²

(2) 構造設備の構造概要

① 主な設備（病室以外）

施設名	階数	床面積(m ²)	主要構造	備考
受付・事務室	1階	34.64	鉄骨準耐火	
診察室①	1階	8.51	鉄骨準耐火	
内診室①	1階	6.93	鉄骨準耐火	
診察室②	1階	10.55	鉄骨準耐火	
内診室②	1階	15.94	鉄骨準耐火	
NST・リカバリー	1階	11.22	鉄骨準耐火	
ラボ（検査室）	1階	12.90	鉄骨準耐火	
超音波室	1階	8.64	鉄骨準耐火	
助産師指導室①	1階	9.72	鉄骨準耐火	
助産師指導室②	1階	9.72	鉄骨準耐火	
多目的ホール	1階	38.50	鉄骨準耐火	
厨房	1階	51.05	鉄骨準耐火	
ラウンジ	2階	30.60		
手術室	2階	19.00	鉄骨準耐火	
予備室（準備室）	2階	4.40		
授乳室	2階	7.35	鉄骨準耐火	
沐浴室	2階	6.16	鉄骨準耐火	
新生児室	2階	14.00	鉄骨準耐火	
ナースステーション	2階	18.97	鉄骨準耐火	

②各病室の病床数等

病室名	階数	床面積	患者定数	隣接する廊下の幅	経過措置の適用	備考
病室①	2階	14.64	1名	1.85 m		
病室②		14.64	1名	1.85 m		
病室③		12.96	1名	2.00 m		
病室④		12.96	1名	2.00 m		
病室⑤		16.02	1名	2.30 m		
病室⑥		13.82	1名	2.05 m		
病室⑦		13.82	1名	2.05 m		
病室⑧		13.82	1名	2.05 m		
病室⑨		16.66	1名	2.20 m		
病室⑩		14.27	1名	2.05 m		
病室⑪		13.14	1名	1.85 m		
病室⑫		13.14	1名	1.85 m		
病室⑬		13.14	1名	1.85 m		
病室⑭		13.14	1名	1.85 m		
病室⑮		13.56	1名	2.05 m		
LDR (洗面脱衣含む)	18.28	1名	1.85 m			
F.LDR (洗面脱衣含む)	19.28	1名	1.85 m			
17室17床		247.29				

11 建物平面図
別添のとおり

以上

意見書

産科医不足による分娩施設の減少、地域偏在が全国的な課題となっておりますが、上伊那地域においてもその傾向が顕著となっております。

厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師数調査(平成24年12月31日)」によると、上伊那地域の人口10万人あたりの産科医数は6.39人と、全国平均(8.52人)及び県平均(8.96人)を大きく下回っているうえ、分娩を取り扱う医療機関は、総合周産期医療を担う地域周産期母子医療センター(伊那中央病院)の他は、正常分娩機能を担う病院、診療所は1か所(駒ヶ根高原レディースクリニック)のみと、県内で最も周産期医療資源に乏しい地域のひとつとなっております。

こうした状況に鑑み、上伊那地域では、平成20年から独自の産科医療連携体制を整備し、無床診療所、助産院を含め連携して対応し、近年は、助産所(6か所)で年間約80件前後、平成22年に開設された駒ヶ根高原レディースクリニック(駒ヶ根市)で約300件の分娩を担っているところであります。

しかし、特に上伊那北部4市町村(伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村)では、平成23年の福島医院(箕輪町)及び隣接する諏訪地域の岡谷病院(岡谷市)の分娩取扱い中止(平成26年)が影響し、分娩施設が当該地域の産科拠点病院である伊那中央病院のみとなり、同院の負担が増加しています。

このような状況の中、伊那中央病院は、産科医5名で異常分娩、合併症妊娠、母体搬送受け入れなどの高度周産期医療を担い、非常に厳しい勤務体制を強いられている状況となっております。平成20年から里帰り出産受け入れ制限を行うなど、負担軽減の取組みを勧めておりますが、依然として厳しい状況です。

さらに、駒ヶ根市を中心とする伊南地域(駒ヶ根市、宮田村、飯島町、中川村)においては、駒ヶ根高原レディースクリニック(駒ヶ根市)が分娩を担っておりますが、上伊那北部4市町村には分娩を取り扱う有床産科診療所がありません。今後の当地域における安定した周産期医療の提供を実現するためには、こうした医療資源の地域間格差の解消も重要な課題となります。

産科医である鈴木昭久氏は、こうした状況の改善の一助になることを希望し、有床産科診療所の開設を決断した熱意ある医師であります。鈴木氏は、当該診療所において年間約360件の正常分娩機能を担う予定であり、開設予定地も伊那市内となっているため、高度周産期施設である伊那中央病院の産科勤務医の負担、産科診療所の地域バランスの不均衡、里帰り出産制限等、当地域が抱える周産期医療の課題の解消若しくは改善が大いに期待されるところであります。

当該診療所は、構造施設、従業員数とも医療法上の基準を満たしておりますことから、当該診療所を、医療法施行規則第1条の14第7項及び平成25年4月24日医政指発0424第1号厚生労働省指導課長通知等の趣旨に沿う「周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所」として位置付け、病床設置をお認めいただきますようお願い申し上げます。

平成26年(2014年)8月21日

伊那保健所長 寺井 直樹

